

○西原町健康診査事業実施要綱

平成24年3月19日

要綱第4号

改正 平成29年3月9日要綱第12号

平成31年3月25日告示第33号

令和2年9月14日告示第100号

(趣旨)

第1条 この要綱は、がん、生活習慣病等の予防、早期発見及び早期治療による町民の健康維持増進のため、町が実施する健康診査(以下「健診」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(健診の種類)

第2条 健診は、別表第1に定めるとおりとする。

(対象者)

第3条 健診の対象者は、町に住所を有する者で、別表第1に定めるとおりとする。

この場合において、対象者の年齢は、受診日の属する年度の末尾における満年齢とする。

(健診の内容)

第4条 健診の内容は、別表第2に定めるとおりとする。

(健診の実施)

第5条 健診は、町長が指定する日時及び会場において行う集団方式又は町長が委託する医療機関において行う個別方式により実施するものとする。

2 健診を受診できる回数は、健診の種類ごとに、同一人について当該年度につき1回とする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(対象者の特例)

2 令和2年9月1日から令和3年3月31日までの間における別表第1の規定の適用については、同表中「20歳以上の偶数年齢の女性」とあるのは「20歳以上の女性」と、「30歳以上の偶数年齢の女性」とあるのは「30歳以上の女性」とする。

附 則(平成29年要綱第12号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成31年告示第33号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年告示第100号)

この告示は、公表の日から施行し、改正後の西原町健康診査事業実施要綱の規定は、令和2年9月1日から適用する。

別表第1(第2条、第3条関係)

健診の種類	対象者
健康診査	20歳から39歳までの者及び40歳以上の者で高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第20条に該当しないもの
<small>かくたん</small> 喀痰検査	50歳以上の者で喫煙指数が600以上の者
胃がん検診	40歳以上の者
大腸がん検診	40歳以上の者
肺がん検診	40歳以上の者
<small>けい</small> 子宮頸がん検診	20歳以上の偶数年齢の女性
乳がん検診	30歳以上の偶数年齢の女性
B型肝炎及びC型肝炎検査	40歳以上の者であって過去に肝機能の異常を指摘されたことがあるもの及び過去にB型肝炎又はC型肝炎検査を受けたことがない者
歯周疾患検診	40歳、50歳、60歳及び70歳の者
風しん抗体検査(平成31年度から平成33年度までの間に限る。)	特定感染症検査等事業実施要綱(平成14年3月27日付健発第0327012号厚生労働省健康局長通知別紙)3の(6)緊急風しん抗体検査等事業の対象となる昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性(過去に風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体があることが判明している者を除く。)

別表第2(第4条関係)

健診の種類	健診の内容
健康診査	問診、身体計測、理学的所見、血圧測定、血液化学検査、肝機能検査、血糖検査、HbA1c検査、腎機能検査及び血清尿酸検査
胃がん検診	問診及び胃部エックス線検査又は胃内視鏡検査
大腸がん検診	問診及び便潜血反応検査2日法
肺がん検診	胸部エックス線検査及び <small>かくたん</small> 喀痰細胞検査(検査の必要がある場合に限る。)

子宮頸がん検診	問診、視診、内診及び子宮頸部細胞診
乳がん検診	40歳以上の者は問診及び乳房エックス線検査 30歳以上40歳未満の者は乳房超音波検査
B型肝炎及びC型肝炎検査	HCV抗体検査及びHBS抗原検査
歯周疾患検診	問診、口腔内 ^{くわう} 検査及び保健指導
風しん抗体検査(平成31年度から平成33年度までの間に限る。)	風しん抗体検査